

第 28 回那覇市上下水道事業審議会議事録要旨

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 1 7 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00
- 2 場 所 那覇市上下水道局 A棟 4階会議室
- 3 出席委員 神谷大介 (会長)、山元知子 (副会長)、加賀谷生恵、有銘寛之、野崎律子、田島繁、謝名堂聡、上原博、前原信達
(審議委員 10 人中 9 人出席)
- 4 上下水道局
出席者 具志堅 永 (上下水道副部長) ほか、上下水道局職員
- 5 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 第 28 回審議会 (議事)
 - (3) 今後のスケジュールについて
 - (4) 閉会
- 6 議 事 適正な那覇市下水道使用料について

以下、議事要旨

(審議に先立ち本日の審議会は公開とすることを決定。ただし、傍聴者無し。)

会長) 審議事項、適正な下水道使用料について事務局から説明をお願いします。
ます。

事務局・企画調整室長) 配布資料を用いて概要説明。約 30 分

● 事務局として、第 28 回審議会説明資料 P7 改定案パターン④を主案とする

※前回資料の訂正・・・第 27 回審議会資料 P22 下から 3 段目

企業債残高 約 48.1 億円 ⇒ 正) 49.1 億円

会長) これより審議に入ります。事務局から、前回質問があったことについてお答え頂いたと共に、平均 7 円または 14 円値上げした場合、かつ基本料金で 2 パターン、合計 4 パターンで試算をして頂きました。

事務局としてはパターン④で進めたいという意向です。ご質問、ご意見をお願いします。

F 委員) 説明資料 4 ページ②の内部留保額の目安について確認させてください。
平均単価 14 円ベースで 72.5 億円ですが、単純計算であれば 7 円ベースではその半額になると思うのですが、62.5 億円となっている。14 円ベースと 7 円ベースではほとんど差がないように思える。計算方法はどのようになっていますか。

企画調整室長) 考え方としては、値上げにより確保した利益を新たな起債の縮減に充てることとしております。つまり建設・更新に充てる資金を新たな起債ではなく利益で充てることにより、現状と比較して 14 円ベースでは年間 1 億円、7 円ベースでは 5 千万円の借入額縮減を見込んでおります。
14 円ベースでは利益が多くなるのでその分多目に建設・更新資金に充てて、新たな借金の減を図るので逆に内部留保に回せるお金がそれだけ減ってしまう。それで内部留保額は 7 円ベースと比べてそんなに差がないように見えると思います。

会長) この数字については、値上げしないパターンがあると理解しやすいと思います。

企画調整室長) 参考資料 1 ページをご覧ください。令和 9 年度時点で値上げしない場合の企業債残高は約 53.1 億円、14 円ベースでは約 49.1 億円、7 円では 50.6 億円となります。また、内部留保額は値上げ無しだと約 50 億となっています。

D 委員) 8 ページのまとめについて、事務局は前回の審議会では 14 円ベースを主案にしていたはずですが、今回は 7 円ベースのパターン④を推薦しています。その理由としては、まとめにあるように使用量が少ない人の負担軽減とその反面の大口使用などの負担増があって、これから 7 円ベースのパターン④が望ましいという提案だと私は理解している。これは利用者目線からは良いことですが運営する側は大丈夫でしょうか。

企画経営課長) 今でも前回と同様に、理想としては 14 円ベースの値上げをして、早めに今後の施設整備に必要な資金を確保するなど財政状況を強化していきたいところではあります。

しかし、資料 4 ページの 14 円ベース、7 円ベースの試算結果で示すように、5 年後の効果を比べる中で、経済状況の回復、市民の負担感の軽減、少量使用者の不公平感の解消などを考慮し、パターン④でもなんとか運営していけるというところで提案させて頂きました。併せて今回の値上げに対する市民等への説明も考慮しております。必ずこのパターン④にして下さいということではなく、委員の皆さまの判断基準とするためにこの案を示させていただきました。もち

ろん、その他のパターンも選択肢としていただいで結構です。

C 委員) 案では基本料金の値下げ額が 7 円、69 円となっていますが 7 円は平均単価相当ということですか。69 円はどのように算出したのですか。

企画調整室長) 今回、基本水量の 10 m³を廃止して、少水量使用者の負担軽減を考えて基本料金を値下げとしております。基本料金をあまり下げると 10 m³以上の使用者にその分の負担がかかってしまうため、極端に下げることが出来ません。現行の使用料を基にバランスを考慮して試算した結果の数値です。

C 委員) 特に計算式ではなく、バランスで設定したということですか。

会長) 事務局の意図としては、使用量が少ない 10 m³未満の世帯は、現状では料金を取り過ぎているのではないかとこのころで負担を軽減したい。しかし他の使用者への負担も考慮しなければいけないということで、バランスをみて 69 円の減額となった。計算式が特にあるわけではないということですね。

企画経営課長) 今回、数十パターンの試算の中から 4 つのパターンを提案させて頂いております。

F 委員) 参考資料 6 ページの料金表について 1 m³から 5 m³までとありますが例えば 5.1 m³など小数点以下の水量の計算方法について教えてください。

企画経営課長) 水量は量水器で計量していますが量水器の目盛りは 1 m³単位の整数で読み取るので 1 m³以下の端数については次の検針時に加算されます。

B 委員) 生活が苦しくて水道料金が払えずに滞納される方はいますか。

料金サービス課長) 水道料金は支払い期限があり、期限に遅れた方には督促状を送ります。督促状の期限を過ぎ、給水停止予告通知後どうしてもお支払い頂けない場合は給水を停止します。

B 委員) 水を止めるのですか。止められる方は多数いるのでしょうか。

料金サービス課長) 現在はコロナ禍ということもあり、支払い猶予を求める方や停水を自粛していたこともあり、令和 3 年度は月平均 80 件ほどありました。

会長) 水道は、手続きをすれば支払い猶予なども出来るので止めるのは電気やガスと比べると最後の最後ですよね。

A 委員) 何十パターンも試算したということですが、資料の「令和3年度下水道使用水量ごとの調定件数」で、下水道では約190万件の調定件数があり、その内6m³から15m³くらいに全体の約半数の使用者がいて、これが主な需要層となっていて値上の影響を大きく受けると思われます。これは参考資料の2ページから5ページの下段のシミュレーションでは10m³とか15m³の世帯にあたりますが、この主な需要層の負担をなるべく軽減するという視点から、そこはアップ率をもう少し抑えたほうが良いと思いました。

また「使用量の多寡」が「負担能力・経済力」だとした場合、100m³以上のより多く使用する世帯や団体の値上げ率を上げるという方法もあると思えます。今回のシミュレーション④では50m³を超えるとアップ率がだんだん下がっていく傾向があり、主な需要層と一番高い8,000m³以上のアップ率の差が比較的薄いと思う。経済力のある企業や団体等には負担率を上げていくという尺度で見ると、僅かな差ですが個人的にはパターン③でも良いのかなと思いました。

また、単身世帯とか少量使用世帯の負担軽減ということもあつてのパターン④ですが、これは少しではあるが逆に値下げになってしまう。これに反対ではないのですが今回の「全体的には値上げ」という趣旨からは少しズレてしまわないかと感じました。

僕は前回の審議会の時点では、今後の事も考慮すると14円ベースの改定もやむを得ないというスタンスではありましたが、使用者の急な負担をなるべく避けたいという今回の上下水道局の考えも理解できます。今後、定期的な料金の見直しもあるということなので今回、パターン④で良いと思えます。今後の検討を行う際にはこのような意見があったということで検討して頂きたいと思えます。

企画経営課長) ありがとうございます。今の大口使用者から多めに料金をいただくというご意見については、実はすでに現状の使用料においても大口の使用者に対して単価を傾斜的に高く配分して、多めに支払って頂いております。これは、多く使う方々のために管路を太くするなど施設整備により多くの費用が必要になりますので、応分の負担をして頂くという考えです。この点については、委員の意見はすでに考慮されていると考えております。

それと正直に申し上げますと、安定的な収入の確保という点からすると大口利用者よりも少し小口の利用者から確実に収入を得なければならないという部分もあります。A委員のご意見は、今後も定期的に料金改定の検討を行って行くことにしておりますので、その中で重要なご意見としたいと思えます。

A 委員) 判りました。

会長) アップ率で考えると、大口使用者の値上げは少なく感じるかもしれないが、もともと大口使用者と小口使用者との従量料金には差があるので、同じアップ率ということであっても既に大口利用者が大きく負担しているということですね。

ただし難しいところで、使用水量が多いからといって経済力があるとも言い切れない。例えば裕福な方が外食ばかりで炊事をしないので使用水量が少なくなるという場合なども考えられます。事業者でも飲食業などは使用水量が多いけど儲かっていない場合もあるなど、職種でもいろいろパターンがあると思います。使用水量により生活水準や経済状況まで推し量るのは非常に難しいことだと思います。

水道事業などにおいては困窮者などへの配慮という話はよく上がりますが、その部分は水道事業の枠組みではなくて生活保護など別の社会保障などで対応していかざるを得ないことと思います。しかし貴重なご意見だと思います。

D 委員) 参考資料の 6 ページ。料金の 11 区分について説明してください。

企画調整室長) 説明資料 8 ページをご覧ください。料金の従量料金区分が現行では 10 m³までは区分せずに同じ料金だと示しています。改定案は 1~10 m³の間にも 2 段階を追加するなどして 11 区分にしております。

参考資料 6 ページにはこの料金表を基に計算して 1 人当たりどのぐらい使うと料金がどれぐらいになるかも表示しています。現行と比べて、パターン①②③④の場合はいくら増えるのかなどの比較ができます。

会長) 事務局が 14 円ではなく 7 円を推薦する理由を改めて確認させてください。

企画経営課長) 前回の審議会で、それぞれの案についてのメリット、デメリットについてご質問を頂きましたので、説明資料 4 ページに効果を示しております。値上げをしなければ令和 9 年度時点では、内部留保資金が約 50 億円、14 円値上げでは約 72.5 億円で 22.5 億円の積立、7 円値上げでは約 62.5 億円で 12.5 億円の積立ができるとあります。新たな借入額は 14 円で年 1 億円の縮減、7 円で年 5 千万円の縮減となり、企業債残高は令和 9 年度時点では、値上げ無しで 53.1 億円、14 円で 49.1 億円まで減らせる、7 円で 50.6 億円まで減らせることとなります。

効果としては、内部留保額の違いは 10 億円と大きいですが、それでもある程度の積立てが出来て、企業債残高の抑制を見るとこれも差はあるものの、7 円案でも効果は見込めると考えています。

14 円値上げを理想としながらも、昨今の物価・燃料費の高騰、市民の皆さまの負担感の軽減、値上げへのご理解という点を考慮すると 7 円案の選択も可能だということで提案させて頂きました。

E 委員) 説明資料 8 ページのパターン④と参考資料 6 ページのパターン④で計算が合わないような気がします、どのような計算になりますか。

企画調整室長) たとえば 30 m³を使っている世帯であっても、1~5 m³の単価、6~10 m³の単価というように使用水量ごとの単価で計算し、その累計が料金となります。

会長) 平成 20 年にあった県の維持管理負担金 4 円アップは経営努力により値上げをしなかったとのことでした。消費税に関しては今までどうだったのでしょうか。

企画経営課長) 最近では令和元年度の 8%から 10%の増税に伴い、増税分の 2%の値上げをしております。

会長) そういえば、水道も 10%なのですね、食料品と同じように日常生活的な意味合いがある気がする。

企画経営課長) 税率の適用については国が決めた制度ですが理由は把握しておりません。しかしながら水道事業としては、使用者が水道水を何に使用しているのかは把握できませんので家庭用、事業用と分けるのは非常に困難です。もし一般家庭用は 8%、事業用は 10%となると消費税の取り扱いが非常に困難になったと思います。

会長) ほかに意見が無いようですのでまとめに入りたいと思います。県の下水道維持管理負担金の平成 20 年の 4 円値上げやそれ以外の費用増などに関してはこれまでの経営努力で補って何とか吸収してきた。しかし今後は管路の更新需要が高まるし、人口減少や高齢化が進めば下水道使用水量が減り、収入が減少する。費用の増加と収入の減少などからすると、値上げせざるを得ない時期に来ている。

14 円の値上げ案もあるが、コロナ禍の状況等や市民の負担感も含め 7 円の値上げでも対応可能との試算もある。併せて少量使用者への不公平感、負担感の配慮という点から基本料金も改定したい。今回は 7 円案とするが数年後にはまた改定の検討を行う。この下水道使用料については十数年も据え置いてきたが、今後は数年毎に点検をして料金改定の必要性を検討する。

このような理解で宜しいでしょうか。

事務局) そのとおりです。

F 委員) 料金の値上げは何時からと考えていますか。

企画経営課長) 議会の議決事項であります。案としては令和 5 年 4 月に条例施行、適用は 6 月分の料金、市民の皆さまへのご請求は 8 月分からということを考えております。

会長) では、数年後には料金改定の必要性を検討するという上で、事務局の案であるパターン④でお認めいただいて宜しいでしょうか。

委員) 異議なし。

会長) それではパターン④でまとめていきたいと思えます。議題としては以上となります。

企画調整室長) 今回でパターン④でまとまったので、次回の審議会については答申案内容の審議となります。事務局としては、答申案を持ちまわる形の書面開催としたいと考えておりますが如何でしょうか。

会長) 書面開催で宜しいでしょうか。

委員) 異議なし。

企画調整室長) 答申案を作成するにあたり、審議委員の方からの付帯意見などがありましたらお聞きしたい。例えば「定期的に料金改定について検討してほしい」などの意見があればこの答申案に盛り込みたいと思えます。またそれ以外になにか答申を作成するうえで検討して欲しい、盛り込みたいというような事などがありましたらお聞かせください。

D 委員) これまで十数年にわたり料金改定されなかった経緯において、その都度内部で判断されていたと思う。改定しない場合でもこの審議会など外部にも諮って判断する方が良いのではないかと思います。

今回も審議会という形で 14 円が望ましいがバランスなどを考慮して 7 円と判断しました。定期的にまた審議会でそのように判断することにしたほうが良い。

会長) 審議会は定期開催の決まりはありますか。

企画経営課長) 以前は年 1 回の開催としておりました。最近、議題があれば開催するという形に変更しましたが、出来る限り毎年開催したいと考えていま

す。

委員のご意見のとおり、経営状況等の確認や料金値上げの可能性もしくは何等かの外部的な要因が出た場合など経営に大きく関わる場合の判断などに関して、このような場をいただいて審議委員の皆様にお諮りすることが良いと考えております。

答申案には、「料金改定について定期的に見直す」のようなニュアンスで盛り込ませて頂きたいと考えております。

会長) 業務の効率化や労働生産性の向上により人件費やその他の費用が削減された結果、他の費用が増えても料金値上げする必要ないということであれば全く問題はありません。しかし必要な技術者や職員を減らしておいて、いざ災害が起きた時に「全部委託しているから対応できません」というようなことになってはダメだと思います。

料金の維持のため経営努力は必要ですが、生産性を高めたいうえで効率化を行い、必要なことはきちんと維持するという観点が必要です。

供給が絶対的な使命である上下水道事業ですが、物価高騰など社会情勢が変わっていく中でも料金の維持が求められる。その中で適正料金の算定においては、必要な技術者の確保も重要な要素ですが、その必要性について行政の内部から出していくことは、議会やマスコミからの批判なども懸念され、難しい面もあるかと思えます。でも今回の審議会においての委員の皆さんのご意見は、市民のご負担に配慮しながらも安全で安定的な水道・下水道サービスの供給が不可欠であるということが大前提としたものだったと思えます。それは上下水道局の意向にも沿ったものでもあると思えます。そういった観点からも、料金値上げの必要性や効率化を求める声を外部から聴く場は必要だと思います。これらの表現についてはどう盛り込むかですが、少し検討していただいて答申の付帯事項に含めて頂きたいと思えます。